

齋藤寛之です。自由民主さくらを代表いたしまして賛成の立場より討論いたします。

議案第1号から議案第9号までの、令和3年度一般会計、各特別会計及び公営企業会計の決算の認定につきましては、歳入総額590億1360万3千円、前年度比17.7%減となり歳出総額は557億232万6千円、前年度比19.2%減となりました。主な内容として歳入では、市税が2.8%減、歳出では生活用道路整備事業が12.8%減、新型コロナウイルス感染症地方創生臨時交付金が歳入歳出共に大きく影響しました。実質単年度収支では黒字になり財政調整基金も増加し51億2606万7000円となりました。また、実質赤字費、連結実質赤字費、実質公債費率、将来負担比率の4指標ともに早期健全化基準を下回り財政は良好と捉えられます。

しかしながら、経常的経費のうち義務的経費については、人件費・扶助費の増加がみられ、投資的経費は金額、構成比共に減額となりました。山積する課題を解決する基盤をより一層固め、DX等を積極的に取り入れながら効率の良い財政運営を、引き続き宜しく願います。

以下4点について、意見を述べます。

1点目、公共施設等の資産管理については、老朽化をはじめ、耐震化、省エネ・再エネ化、バリアフリー化などへの対応が急務となっています。公共施設の配置を見直すだけでなく、効率的かつ効果的に使用されているのか、管理運営のための体制や仕組みの最適化に取り組んで頂きたい。また、庁用車の稼働率が51%。保有している全ての車両が燃料車となるので、こちらも効率的かつクリーンな施策へ転換していかなければなりませんので、宜しく願います。

2 点目、子育て・教育・健康・福祉については、地方創生臨時交付金の補助金が減少する事が見込まれ、少子高齢化が加速していく中で新しい視点からの施策を期待します。また、小中学校の情報機器有効活用や給食施設整備、更には、こども医療費助成拡充など、子育て世代が住みやすい環境や制度に取り組み、人口の増加・定住化に注力して頂くよう、お願い致します。

3 点目、産業・都市開発・インフラ整備については、(仮称)佐倉図書館等新町活性化複合施設を、新しい活用方法を見出し特徴のある施設運営に期待いたします。ふるさと広場の拡充整備も同様に特徴ある施設を構築し、観光 W コア構想をしっかりと推し進め、魅力ある街づくりを行って頂くと共に市内事業者の下支えをお願い致します。

また、道路や公園整備といった街の形成は、住んでみたい・住み続けたいと判断する重要な位置づけとなるので、引き続き維持管理と新設整備に着手頂くようお願い致します。

最後に主要施策の成果の説明書では、その事業の目的と効果について成果を図る事とし、活動指標・成果指標が記載されているが、効果測定が出来ない指標を記載している事業項目が散見されます。また、予算額と決算額に大幅な差異が生じているのであれば、注釈としてその原因を記載して頂くと、より事業の検証が行えると考えますので、主要施策の成果の説明書の掲載内容・掲載方法についても研究して頂くようお願いいたします。

議案第 10 号令和 4 年度佐倉市一般会計補正予算につきましては、物価高騰による光熱水費の上昇で多項目に渡る補正予算となり、現状では致し方ありません。今後も光熱水費の値上げが懸念される事から、省エネ・自主発電等再生可能エネルギーに取り組んでいくことは必須であります。導入について検討を進めていくことを切に願います。

議案第 16 号一般職職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例の制定につきましては、2009 年に総務省が廃止を通知した地方公務員の持ち家手当を復活させるという視点ではなく、職員の市内居住をいかに議会として推進していくかという視点で考える必要があり、その政策目的は異なると判断し、会派において審議を尽くしました。

職員の住居手当制度の改正につきましては、近年現実味を帯びてきた大災害に対応するためにも市内居住の促進を図ることはやむを得ない状況であり、かつ賃貸に関して市内と市外の差別化を図る事により財源の確保を行い、特別な予算措置を設けることなく提案されたことにおいては一定の評価は得られます。

この住居手当を恒久的なものにしてしまつては公務員の利権と捉えられても致し方ありません。一定期間ののちに検証を行い、効果が見込めないようであれば廃止も含めた見直しを行うことが絶対条件でもあります。この採決の結果を持って、職員の市内居住促進の後押しとなることを期待します。

議案第 20 号佐倉市休日夜間救急診療所の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定については、休日等に診療を行う歯科医院の増加や休日夜間診療所の受診者減となることから、歯科診療の廃止となります。条例改正となればその改定内容の周知徹底をお願い致します。

議案第 21 号佐倉市小児初期急病診療所の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定については、診療時間の短縮となる条例の改正です。医師の負担が膨大であり通常診療にも影響を及ぼすことを考えれば、やむを得ないことと捉えます。こちらについても、条例改正となればその改定内容の周知徹底を行い、混乱の無いように対応してもらふ事を願い致します。

この、議案第 20 号と第 21 号で休日夜間救急診療所の歯科治療の廃止や小児初期救急診療所の時間短縮が可決されれば、その分の予算は通常は翌年度の一般財源として予算化されると思いますが、決算の款項目かんこうもくの中の同じ項であれば、財源不足で今まで見送っていた事業の予算化を考えるとということもできるのではないかと思います。

翌年度の子ども医療費助成事業の 18 歳までの拡充を改めて要望し、討論を終わります。